道路整備係規約

第1条(目的)

八勝園自治会内の道路の小規模な損傷について補修を行うことを目的する。

第2条(設置)

道路整備係は施設担当の下に設置する。

施設担当役員を事務局とし、係員として希望する者数名を自治会役員会で任命する。

第3条(業務)

道路整備係は、自治会に班長を通じて道路補修依頼があった場合に、調査を行い、調査 結果を自治会役員会に提出する。

第4条(補修の実施、報告)

1. 補修依頼

自治会役員会で補修の可否を決定し、道路整備係へ補修依頼する。

2. 補修実施報告

補修後、補修実施報告書を自治会役員会に提出し、自治会員に回覧のうえ周知する。

3. 補修に際しての材料費(実費)は一般会計より支出する。補修を行った係員に対しては、手当を支給する。手当の額については別途役員会で定める。

第5条(施行)

本規約は令和6年4月より施行し、規約の改変は自治会役員会でおこなう。